

平成30年度碧南市総合教育会議 次第

日時 平成30年6月26日(火)

午後3時30分～

場所 市役所 4階 庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

- (1) 学習指導要領改訂について
- (2) 子どもの防犯対策について
- (3) 意見交換

4 その他

- (1) 次回開催 日時 平成31年6月頃

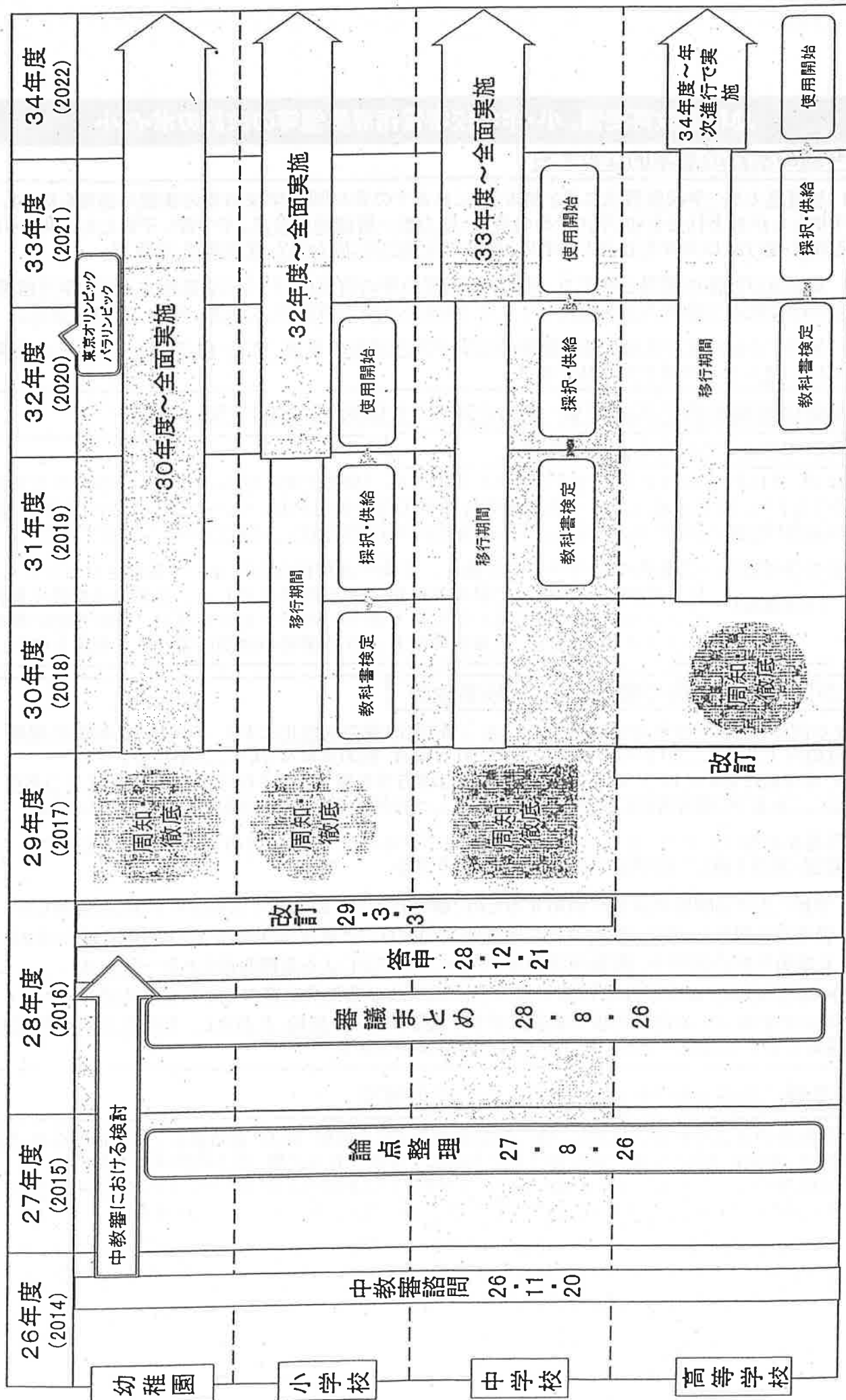
場所 市役所 4階 庁議室

5 閉会

平成30年度碧南市総合教育会議出席者名簿

No.		部課名	役職名	氏 名
1	市 長			禰亘田 政信
2	教育委員			高橋 世利子
3	教育委員			池田 香代子
4	教育委員			伊藤 正幸
5	教育委員			磯貝 暢宏
6	教育長			生田 弘幸
7	碧南市 (事務局)	総務部	部長	金沢 宏治
8		教育部	部長	奥谷 直人
9		経営企画課	課長	生田 和重
10		経営企画課 (庶務課)	主幹	村松 幸雄
11		学校教育課	課長	鈴木 裕
12		経営企画課	課長補佐	中川 知之
13		経営企画課 (庶務課)	政策推進 担当係長	鈴木 好美

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領（幼稚園及び小学部・中学部）についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領（高等部）についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備・養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

○情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

1. 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成 30、31 年度、中学校：平成 30～32 年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

（1）教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成 30 年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。

【小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

③上記以外の教科

→新学習指導要領によりことができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

④道徳科

→平成 27 年 3 月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成 30 年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成 31 年度から新学習指導要領による（平成 30 年度は先行可能）。

（2）小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（3、4 学年）及び外国語科（5、6 学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

3. 授業時数の特例

平成 30、31 年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から 15 単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。)

4. 留意事項

- 目標や内容を 2 学年又は 3 学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

【中学校】

教科	移行措置の内容
国語	・平成 31 年度の第 1 学年、平成 32 年度の第 1 学年、第 2 学年で学習する漢字に追加して指導する。 【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜 (20 字) ・平成 32 年度の第 1 学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
社会	・平成 31 年度及び平成 32 年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 ・平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の諸地域」(地理的分野) の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 ・平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野) の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 ・平成 30 年度から平成 32 年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野) の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
数学	・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、$a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。【第 3 学年で指導】 ・平成 32 年度の第 1 学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第 2 学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年第 1 分野「力の働き」に「2 力のつり合い」を、第 1 学年第 2 分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第 1 学年第 1 分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第 3 学年で指導】 ・平成 32 年度の第 1 学年第 2 分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第 1 学年第 1 分野「圧力」及び第 2 分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第 2 学年及び第 3 学年で指導】 ・平成 32 年度の第 2 学年第 1 分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第 2 分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第 2 分野「生物の変遷と進化」を省略する。【第 3 学年で指導】
保健体育	・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第 2 学年で指導】 ・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。 ・平成 32 年度の第 2 学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。

(別紙) 各教科の移行措置の内容

【小学校】

教科	移行措置の内容
国語	・平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。
社会	・新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。 ・現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。
算数	・平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。 ・平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 ・平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。 【第6学年で指導】
理科	・平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第2学年で指導】
外国語活動	・平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(ア)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動の一部】 ・平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア、同イ(ア)、同エ(ア)e及びf、同エ(イ)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及び同オに係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)音声、活字体の大文字と小文字、(ii)文及び文構造の一部、(iii)読むこと及び書くことの言語活動の一部】

次期学習指導要領（平成29年3月告示）の概要

（㉔：平成30年度～㉕：平成32年度～ ㉖：平成33年度～）

＜総則の改正のキーワード＞「生きる力」…未来社会を切り拓くための資質・能力

●「主体的・対話的で深い学び」（評価の観点：三つの柱）

「①知識・技能」…何を理解し、何ができるか

「②思考力・判断力・表現力」…理解していることできることをどう使うか

「③学びに向かう力、人間性等」…どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

＜例：中学校理科（生命領域）の場合＞

①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、

②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性の気づくとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、

③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

●「カリキュラム・マネジメント」教育の質的向上

教科等横断的な学習の充実で学習効果の最大化を図る。

単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫する。

＜移行措置の主な内容＞

●総合的な学習の時間、特別活動

平成30年度から次期学習指導要領による。

※小学校5・6年生は、15時間減じて外国語に充てている。

●㉔：国語、社会、数学、理科、㉕：国語、社会、数学、理科、保健体育

指導する学年の変更等指導内容の欠落が生じることのないように特例を定める。

※各校教科主任を中心に周知し対応。（別紙）

●㉔：生活、音楽、図画工作、家庭、体育、㉕：音楽、美術、技術・家庭、外国語

次期学習指導要領によることができることとする。

●特別の教科 道徳（平成27年3月一部改正→特別の教科化）

㉔：平成30年度から、㉕：平成31年度から次期学習指導要領による。

道徳的な価値を自分事として理解、多面的に深く考える、議論する道徳教育

※小学校で教科書（光村図書）を使用し、週35時間授業を行う。愛知版副読本「明るい心」（愛知県教育振興会 300円）使用。

評価…個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価、励ます個人内評価として記述式で行う。（学年末）移行期間だが、通知表を全小学校統一枠にした。

●小学校における外国語

※H29夏休みに全小学校教員対象の研修会を各校2回ずつ実施、冬休みに小学校英語実技研修会を市役所で開催。英語教諭を中心に教育研究室を立ち上げ、小学校英語の研究をH30まで行い、研究紀要に成果物を掲載し周知する予定。

- ・3・4年生（外国語活動）：15時間 ⇒ 平成32年度から35時間

※15時間分は総合的な学習の時間を減じて対応。ALTを全時間派遣。担任とTT。評価…学習状況における顕著な事項を担任が記述。

- ・5・6年生（外国語活動35+外国語科15）：50時間 ⇒ 平成32年度から70時間

※外国語科の15時間分は総合的な学習の時間を減じ、担任による授業を実施。外国語活動の35時間はすべてALTを全時間派遣し、担任とTT授業。新小、日小、西小へは英語専科教員を派遣し、担任の代わりに授業。

評価…これまでの外国語活動と同様に文書で記述。

●プログラミング教育

小学校において、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な「論理的（プログラミング的）思考力」を身に付けるための学習活動を適切に位置づける。

※H30夏休みに全小学校教員対象の研修会を各校1回ずつ実施予定。視覚的・体験的に研修できるソフト「スクラッチ」を用いる。

子どもの防犯対策について

1 登下校および見守り活動

小学校では、通学班による集団登校を棚尾小以外は実施している。交通安全の意味合いが強いが、防犯の意味合いでも有効であるといえる。下校は下表のように低学年は方面別下校を実施している。スクールガードによる見守り活動も多く的小学校で行われている。

また、0の日には当番制で保護者や教員があいさつ運動と並行して見守り活動を行っている。中学校ではテスト週間に下校時に多くの職員が見守り活動を行っている。冬場には下校時間を調整して、暗くなる前に家に帰着できるように配慮している。

青パトによる見回りや「こども110版番の家」の制度など、地域からも防犯のための協力をいただいている。

学校	登 校	下 校	自 転 車
新小	通年集団登校	1年生は通年方面別下校	3年生の交通安全教室後「免許」の形 1・2年生は保護者同伴が望ましい
中小	集団登校を期間限定で実施	1・2年生は通年方面別下校、月に1度程度一斉下校	3年生の交通安全教室後「免許」の形 1・2年生は保護者同伴が望ましい →PTA会長からの文書で伝えている
大小	通年集団登校	1年生は通年方面別下校、4・5月は集団下校	川口町の子は1年生から自転車登校 自転車のOKの判断基準は特に伝えていない
棚小	個人	1・2年生は通年方面別下校	1・2年生は保護者同伴が望ましい →口頭で伝えている
日小	通年集団登校	1・2年生は通年方面別下校	1・2年生もOKとしている
鷺小	通年集団登校	1年生は通年方面別下校	低学年は保護者の責任のもとで自転車に乗るとしている
西小	通年集団登校	1年生は通年方面別下校	3年生の交通安全教室後「免許」の形

4月1日は集団登校

2 避難訓練

防犯教室や不審者対策の避難訓練を実施し、自分で身を守る意識を育てている。不審者の情報については中部電力の「きずなネット」や、各学校の保護者メール網によって、早急な対応をとれるようにしている。平成29年度には市内郵便局での強盗事件の際に、引渡し下校を実施した学校もあった。保護者の協力によりスムーズに実施できたと報告を受けている。

3 防犯グッズ

市としては防犯ブザーや安全笛の配付をおこなっていない。最近ではランドセルを購入した際に付いてくる場合も多く、ブザーの所持率は高い。電池切れや破損等の理由で装着している児童の割合は学年が上がるにつれて低下する。

